

魚住まちづくり協議会規約の改訂について（案）

改訂箇所：

- 1. 第6条2の役員は、兼務することができない。 追記
- 2. 第7条の（7）会計の職務 文書の変更

改訂の理由：

今まで事務局ではない方に会計をお願いしていた。しかし、実際は事務局が会計を担っていることと、予算の大半を占める一括交付金は決算時必ず市担当者のチェック受けている。実務に合わせ事務局次長が会計を兼務することで繁雑さを軽減することが出来る。

（役員）

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 各部会から1名
- (4) 幹事長 1名 自治会連絡会の代表者
- (5) 副幹事長 1名 自治会連絡会の副代表者
- (6) 会計 1名 (事務局次長兼務)
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 1名
- (9) 監査 2名 会計及び事業を監査する

- 2 前項に定める役員は、兼務することができない。(但し会計だけは除く)
- 3 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が役員会の承認を得て委嘱する

（役員を選出及び職務）

第7条 役員を選出および職務は次のとおりとする。

- (1) 役員は、まちづくり応援隊の中から部会または自治会連絡会で推薦又は互選し、役員会で諮り総会において承認を得ることとする。
- (2) 会長は、本会を代表し、会の招集その他会務の総括をする。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
- (4) 部会長は、部会を代表し、部会活動全般を総括する。
- (5) 幹事長は、本会の運営を補佐する。
- (6) 副幹事長は、幹事長と共に本会の運営を補佐する。
- (7) ~~会計は、本会の会計事務の執行が適切に行われているかを確認する。~~
会計は、事務局次長が兼務し、会計事務を適切に行う。
- (8) 事務局長は、本会の調整役として、事務事業を調整及び執行する。
- (9) 事務局次長は、事務局長と共に事務局業務を補佐する。
- (10) 監査は、会計監査及び事業監査を行い、監査結果を総会で報告するものとする。

(施工期日) この会の規約は、2020年5月31日より施行する。